

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

認定第2号及び認定第3号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第2号 令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、金額ベースでのジェネリック医薬品普及率は、との質疑があり、執行部からは、60.5%、約2億7,100万円である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第3号 令和3年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書及び関係資料により決算状況等の説明を受けました。

委員会では、最終的には基金をどうするのか、との質疑があり、執行部からは、当該事業については、一般会計から繰り入れた経緯があるため、本特別会計事業が終了した時点で、国・県への補助金を整理し、残った金額について一般会計へ戻す考えを持っている、

との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

『認定第6号 令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により、事業概要、決算状況、医療費の財源内訳、保険料収納状況等の説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

認定第9号から認定第11号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第9号 令和3年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書による説明とあわせて、積立金累計が令和3年度末現在、6,480万5,053円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和4年8月22日に二日市財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

委員会では、財産運用収入について、予算現額と調定額に差がある理由は、との質疑があり、執行部からは、湯町区の防災倉庫用地貸付料について、当初、固定資産評価額をもとに貸付料を算出していたが、その後、湯町区と協議し、減額したためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第10号 令和3年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書による説明とあわせて、

積立金累計が令和3年度末現在、1,939万7,929円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和4年8月24日に御笠財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

委員会では、木材の売却時期をどのように決めているか、との質疑があり、執行部からは、森林を保安するための森林計画等に基づき売却を行っている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第11号 令和3年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書による説明とあわせて、積立金累計が令和3年度末現在、5,954万8,572円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和4年8月23日に平等寺山財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

議案第36号から議案第39号の4件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第36号 筑紫野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例を新規制定するものです。

委員会では、開示決定の期限の特例に関する条文中、「相当の期間」という表記について、明確に規定することができないか、との質疑があり、執行部からは、国の法律に準じて相当の期間と規定しているが、まずは、開示決定の期限を一義的に守っていきたい、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第37号 筑紫野市議会議員及び筑紫野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、公職選挙法施行令に規定する選挙運動の公費負担の限度額引き上げに伴い、本市の公費負担の限度額を改正し、また、市が公費負担できるものについて追加するため、条例の一部を改正する

ものです。

委員会では、本改正内容について、選挙管理委員会で審議されたのか、との質疑があり、執行部からは、改正内容を説明し、了解を得ている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第38号 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講じるため、条例を改正するものです。

委員会では、会計年度任用職員に対し、どのように制度周知するのか、との質疑があり、執行部からは、会計年度任用職員に対して配付する休暇制度等の記載された手引きを改訂し、周知することを考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第39号 筑紫野市手数料条例等の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、個人情報保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、同法第89条第2項の規定により、開示請求の手数料を無料とする旨を規定するほか、所要の変更を行うため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、条例の運用状況について議会へ報告する旨の規定を削除する理由は、との質疑があり、執行部からは、法律に準じ議会を適用除外としているためであるが、規定を削除した場合でも、今後も、運用状況については議会へ報告したい、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

議案第44号及び議案第45号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第44号 令和4年度筑紫野市一般会計補正予算(第4号)』の件について、ご報告いたします。

本件の歳出予算の主な内容は、公共施設等整備基金への積立として7億2,506万8千円、自宅療養者への支援である自宅療養者食料物資支援事業として1,000万円、私立保育所等への支援である保育所等給食支援費補助事業として1,764万円の増額などをするものです。

委員会では、自宅療養者食料物資支援事業について、市民への周知方法は、との質疑があり、執行部からは、市ホームページのトップページに掲載し、目に入りやすくしており、また、医師会への再周知に加え、今後は、民生委員へも再周知を予定している、との答弁がありました。

また、一委員から、保育所等給食支援費補助事業について、各施設に対しどのような補助を行うのか、との質疑があり、執行部からは、去年の給食材料費との差額を補助する、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第45号 令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出については、傷病手当金を126万5千円増額し、歳入については、保険給付費等交付金を同額増額し、歳入歳出それぞれ2,594万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億4,444万6千円とするものです。

委員会では、傷病手当金を増額した理由は、との質疑があり、執行部からは、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が流行し、申請件数が増加したためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

議案第47号及び議案第48号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

『議案第47号 令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出については、令和3年度広域連合納付金の保険料等負担金の精算額が確定したため、4,303万2千円を増額し、歳入については、前年度繰越金を増額するものであり、歳入歳出それぞれ4,459万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,803万2千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第48号 令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第5号）』の件について、ご報告いたします。

本件の歳出予算の内容は、住民税非課税世帯等への緊急支援給付金支給事業として6億1,600万2千円、オミクロン株に対応する新型コロナウイルスワクチン接種事業として2億8,187万6千円の増額をするものです。

委員会では、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、2回接種を終了している12歳以上の市民が対象とのことだが、人数

は、との質疑があり、執行部から、約8万5千人と見込んでいる、との答弁がありました。

また、住民税非課税世帯等への緊急支援給付金支給事業について、これまで申請実績がある家計急変世帯に対し、どのように周知するのか、との私からの質疑に対し、執行部から、給付金の対象になると確認できる方については、市からお知らせしたいと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。